



【目次】

- ・平成25年
年頭所感
……1ページ
- ・高齢者の財産
被害について
～投資詐欺に
要注意！
……2ページ
- ・帯広セミナー
報告
……3ページ
- ・セミナーのお知
らせ
- ・シンポジウムのお
知らせ
- ・消費者団体訴訟
制度ダイヤ
ルのご案内
……4ページ

平成25年 年頭所感

消費者支援ネット北海道理事長・北海学園大学教授
向田 直範

明けましておめでとうございます。
消費者支援ネット北海道（ホクネット）は、適格消費者団体の認定を受けてから間もなく3年となり、初めての認定更新を迎えました。ホクネットの活動については、年々活発化していることを、HP上からご覧いただけるかと思えます。これもひとえに、関係の諸団体や会員の皆様からのご支援とご協力によるものと、心より感謝申し上げます。



2012年は、貸借契約の不当条項の問題、携帯電話契約の不合理な課金や名義貸しの問題、結婚式場の利用規約における取消料の発生時期の問題、解約時における不当な違約金請求の問題、自動車保険契約に組み込まれている人身傷害保険の補償内容の問題などを取り上げました。さらに、決済代行の問題や、多様化・複雑化する決済方法から派生する与信問題などをも幅広く検討するための検討グループを新たに立ち上げました。

ホクネットでは、現在、消費者問題に関するセミナーの開催や講師派遣に力を入れております。そのような機会や消費者庁が実施している「消費者のための訴訟制度普及啓発事業」などを通じて、消費者団体訴訟制度に関する理解をさらに広めていきたいと考えています。また、地方消費者行政の充実という観点から、地元自治体と一層の連携を図りつつ、申入れ等の活動はもとより、消費者問題全般において役割を果たしていきたいと考えています。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



高齢者の財産被害について②～投資詐欺に要注意！～

消費者支援ネット北海道 人身傷害保険検討グループ長・弁護士
青野 渉

ある日、高齢者のもとに、「A社」の未公開株の購入を勧誘するパンフレットが届きます。「A社」というのは聞いたこともない会社です。パンフレット自体は、非常に綺麗なカラー印刷で、優良な事業を行っている素晴らしい企業であることが書かれており、出資を募集していると書いてあります。時には、著名人の写真などもっています。

その翌日、証券取引を仲介しているというB社を名乗る男から、突然、「当社は、株式を買い取っているのですが、今、探しているのは、『NTT』、『トヨタ』の株です。持っていますか？」などと、誰でも知っている有名企業の名前を挙げます。高齢者は「そんな株は持っていないよ。」と言います。それに続けて、「そうですか。あと、『A社』の株はお持ちではないですね。」などと聞いてくる。

そこで、高齢者は「あれ、その会社は、昨日、パンフレットが届いていたな」などと答えます。そうすると、電話口で、B社の社員（詐欺師）は、「え！」と驚いたふりをして、「それは今、大変注目されている株です。相場間違いのないと言われているんです。ぜひ、購入してください。購入したら、すぐに当社で3倍の値段で買い取りますよ。」などと持ちかける。

高齢者は、B社が3倍の値段で買い取ってくれるものと思いこんで、A社に申込をして、1000万円分の株式を買ってしまう。ところが、その後、B社とは連絡がつかなくなる。A社に苦情を言っても、「うちは、B社なんて知りません。相場なんて一言も言ってませんよ。」などと言って、とりあわない。そのうち、A社自体にも、電話がつかなくなる・・・。以上のような被害が急増しています。「未公開株」名目のほかに、「社債」「資源の採掘権」「自然エネルギーを開発する事業」「イラク通貨」など、様々な名目で、投資を勧誘され、高齢者の資金が詐欺師にだまし取られています。警察の公表しているデータによれば、平成23年における金融商品取引関連の詐欺の被害額は約70億円、平成24年は11月末までの統計では約162億円と激増しています。

最近の詐欺は、極めて巧妙で、複数の人間が役割分担をして、言葉巧みに勧誘を行います。いわゆるオレオレ詐欺をしていた詐欺集団が、1回の詐欺で高額のお金を騙し取ることができる「投資詐欺」にシフトしているものと思われます。

高齢者の方、あるいは身内に高齢者がいる方は、こうした被害が多発していることを、普段から、家族でよく話し合い、十分に気を付けてください。万一、被害に遭ったら、一刻も早く、最寄りの警察、消費者センター、弁護士に相談してください。

北海道警察 #9110 北海道立消費者センター 011-221-0110
消費者ホットライン (0570-064-370)



詐欺は振り込め詐欺だけじゃない！

12月10日、コープさっぽろ帯広地区本部会議室において、消費生活アドバイザーで消費者支援ネット北海道の検討委員の水谷千佳氏から、いろいろな詐欺とだまされないためのポイントをお聞きしました。

主として電話を用いて対面することなく不特定の者をだまし、架空又は他人名義の口座に現金を振り込ませるなどの方法によりだましとる「特殊詐欺」。特殊詐欺にはいわゆる振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺）とそれ以外の詐欺（金融商品等取引名目、ギャンブル必勝情報提供名目、異性と交際あっせん名目等）があり、最近被害が急増しています。また、高齢者被害の割合の増加、被害額の高額化も顕著です。



その理由としては、消費者保護の法整備が充実し、いわゆる悪質商法が成立しにくくなったこと、若年層へのクレジットや貸金の与信が厳しく、財産のある高齢者がターゲットになっていること、長引く景気低迷による経済不安につけこんだ金融詐欺が増加していることが挙げられます。

最近流行しているのは、買取業者等の第三者が登場する劇場型詐欺。社会貢献、環境保全、資源開発などをテーマにした勧誘が多く、実体のない債権や外貨等の「買え買え詐欺」、未公開株や先物で過去に被害にあった人を狙う「被害回復詐欺」に注意が必要です。他には携帯やパソコンのSNSを装った「サクラサイト詐欺」、エアメールで届く「海外くじ当選金獲得詐欺」などの被害も多発しています。

詐欺は犯罪です。クーリング・オフ等はありません。

あぶない相手を見分ける留意点は、道外の事業者、「今だけ」と申込を急がせる、「あなただけ」と特別性を強調すること。「儲かります」と言って本当に儲かるのは相手側です。うまい話が向こうからやってくることはありません。

参加した方からは

「身近な例から多くの事例などわかりやすく話していただき、よかったです。」「知らない詐欺や旬の詐欺のお話が聞けて勉強になりました。すぐにでも親に教えてあげたいと思いました。」「2時間が長く感じない講座でした。とてもためになりました。」「添付資料『特殊詐欺の現状』平成24年10月中の数字が載っているのが素晴らしい。自分の知らない新しい詐欺がいろいろあるのを知りました。お話もとても上手で聞きやすかったのでよくわかりました。」などの感想が寄せられました。



く感じない講座でした。とてもためになりました。」「添付資料『特殊詐欺の現状』平成24年10月中の数字が載っているのが素晴らしい。自分の知らない新しい詐欺がいろいろあるのを知りました。お話もとても上手で聞きやすかったのでよくわかりました。」などの感想が寄せられました。

セミナーのお知らせ

遠軽と旭川で消費者向けセミナーを、札幌で事業者向けセミナーを開催します。いずれも参加費は無料です。どうぞご参加下さい。

【遠軽】

日時: 2月13日(水) 12:00~13:00
場所: コープさっぽろプラザ店 2階会議室(遠軽町大通北2丁目)
テーマ: 「スマホや携帯の賢い使い方と危ない使い方」
講師: 岡田誠司氏(ホクネット理事・検討委員・司法書士)

【旭川】

日時: 3月4日(月) 10:00~11:30
場所: 旭川地場産業振興センター2階(旭川市神楽4条6丁目)
テーマ: 「詐欺は振り込めさぎだけじゃない、いろいろな詐欺」
講師: 中谷敦氏(ホクネット検討委員・弁護士)

【事業者向けセミナー】

日時: 2月22日(金) 13:30~15:30
場所: 札幌エルプラザ 2階会議室1・2(札幌市北区北8条西3丁目)
テーマ: 「消費者との契約条項にご注意！」
講師: 岸田貴志氏、山田裕輝氏(ホクネット検討委員・弁護士)

お問い合わせは事務局(011-221-5884)まで。

シンポジウムのお知らせ

消費者団体訴訟制度

シンポジウム

～あなたの情報がみんなの被害を防ぎます！

日時: 3月11日(月)
14:00~16:30

場所: かでる2.7
道民活動センター520研修室
(札幌市中央区北2条西7丁目)

内容: 寸劇

パネルディスカッション

参加費: 無料

申し込み: 消費者庁HPからお申し込みください

詳しくは

<http://www.ehocnet.info/detail.php?ct=sm&no=228> をご覧ください

寄附金を受け付けています！！

活動の一層の充実のために広く皆様からの寄附金をお願いしております。

税額控除の対象となります！

ご寄附いただいた方には、領収書とお礼のお手紙をお送りいたします。

- 寄附の振込みは郵便振替でお願いいたします。金額はいくらでも結構です。
- ・加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」
- ・郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・振込み者の「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください。

消費者団体訴訟ダイヤルのご案内

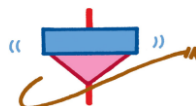
消費者団体訴訟制度ダイヤル

TEL 011-233-1321

受付時間/9:00~17:00(土日、祝日は除く)

ご自身や身近で起きた事柄に関連し、

- 消費者団体訴訟制度とは何ですか
 - どういった場合に差止請求が行われるのですか
- といったご質問に、弁護士・司法書士や消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントなどの消費生活の専門家がお答えします。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>